

宅地建物取引主任者とは、「宅地建物取引主任者資格試験」に合格後、取引主任者資格登録をし、取引主任者証の交付を受けている者をいいます。

専任の取引主任者は、当該事務所に常勤して専ら宅建業務に従事することが必要です。

宅建業者は、「宅建業務に従事する者**5名に1名以上の割合**」で専任の取引主任者を設置することが必要とされていま